

岐阜県公報

目 次

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出 納 管 理 課)

ページ

規 則

号 外 (七) 平 成 二 十 二 年 七 月 一 日

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

<p>組織規則第二章第一節の規定により置かれる課(農政部農政課、全国豊かな海づくり大会推進事務局、施設調整課、競技式典課及びぎふ清流大会推進課を除く)、議会事務局総務課、監査委員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)第一条に規定する課</p>	<p>総括管理監</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>技術総括監</p>

を

組織規則
により置
な海づく
施設調整
ぎふ清流
議会事務
事務局監
教育委員
和二十八
規則第七
る課

第二章第一節の規定

総括管理監

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

平 成 二 十 二 年 七 月 一 日

平成二十二年七月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ一
フイ・アール・テクノセンター

かれる課(全国豊か
り大会推進事務局、
課、競技式典課及び
大会推進課を除く。)、
局総務課、監査委員
査第一課及び岐阜県
会事務局組織規則(昭
年岐阜県教育委員会
号)第二条に規定す

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。